

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年7月10日 05時45分ごろ
発生場所	和歌山県すさみ町周参見漁港西方沖 周参見港西防波堤灯台から真方位254°490m付近 （概位 北緯33°32.7′ 東経135°29.0′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.3m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分6,000、1気筒、ボア45mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約0.8m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、操縦者が1人で乗り、漂流中、移動しようと思い船外機をスターターロープで始動しようとしたが、船外機が始動しなかった。 操縦者は、しばらくスターターロープで始動しようとしたがうねりもあり、このまま洋上で船外機の点検や始動を行っているのは危険だと思い、118番通報を行った。 本船は、来援した巡視艇により漁港にえい航された。 本船は、操縦者が、帰港後に船外機を再始動したところ、問題なく始動した。 操縦者は、船外機が、帰港後に何も措置していないのに始動したので、‘点火プラグのスパーク部がガソリンで濡れてしまい、スパークしない状態’（以下「プラグかぶり」という。）となり、点火できなくなっていたと本インシデント後に思った。 操縦者は、点火プラグの点検をオイル等の他の箇所点検と併せて6回に1回の割合で行っていた。
分析	本船は、漂流中、点火プラグの点検を出航前毎に行っていなかった中、スターターロープによる始動を続け過ぎたことにより船外機の点火プラグがプラグかぶりとなったことから、点火できなくなり、船外機が始動できなくなって運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、漂流中、点火プラグの点検を出航前毎に行っていなかった中、スターターロープによる始動を続け過ぎたことにより船外機の点火プラグがプラグかぶりとなったため、点火できなくなり、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、スターターロープによる始動を数回程度試みても始動しない場合、少し時間をおいてからスターターロープによる始動を行うこと。・ミニボートの操縦者は、船外機の点火プラグの点検を出航前毎に行うことが望ましい。